

空家における管理義務の徹底について

「管理不全空家等」の新設により、管理不全の空家の対応が強化されます。

管理不全の空家の解消を目的とする空家法（空家等対策の推進に関する特別措置法）の改正が令和5年12月13日に行われ、半年以上が経過しましたが、管理不全となる空家の数はまだ多く、周辺に悪影響を与える空家に対しては、適切な対応を求められています。

そこで、市では、空家の適切な管理を義務化した法改正の趣旨に鑑み、空家の適正管理を所有者等にお願いするとともに、法改正により新設された「管理不全空家等」の適正な運用を図るよう業務の見直しを行います。

これにより、**所有する空家を放置し、勧告を受けた場合には、住宅用地の特例措置の解除により、住宅における固定資産税などの軽減が受けられなくなります。**

なお、この見直しは、空家に対する所有者の責務を果たしていただくためのものであり、適切な管理が行われている空家に影響が及ぶものではありません。

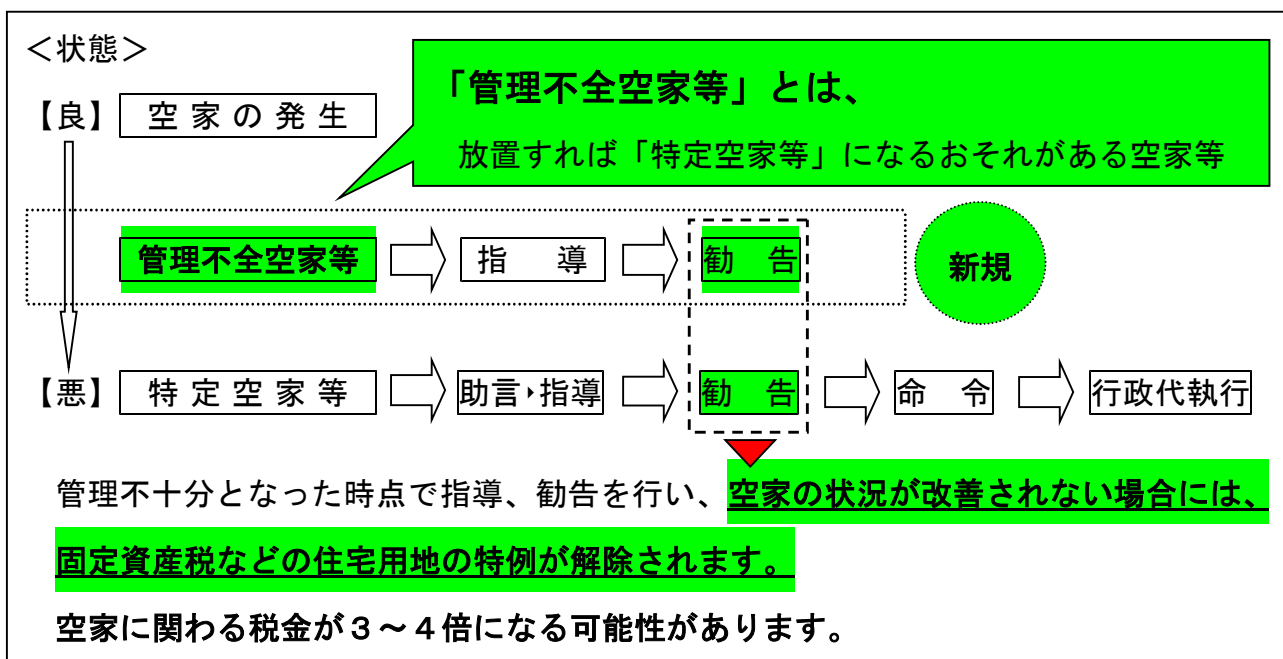
法改正による主な取り組み

所有者の責務の強化

空家等の所有者等に対し、適切な管理の他、国などの施策に協力する努力義務を追加

管理不全空家等の新設

空家等の悪化に対し、より早い段階での指導、勧告により、住宅用地特例の解除を可能に

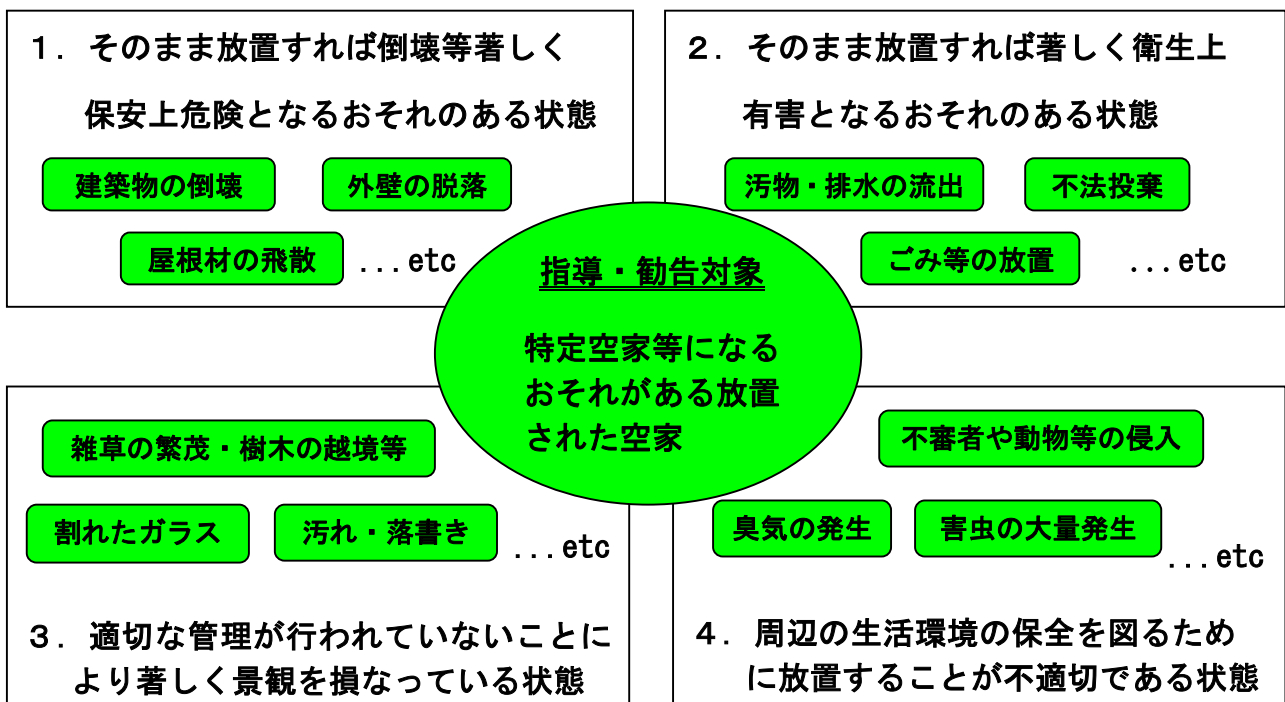


管理不全空家等に対する措置

近隣住民からの苦情などに対し、これまで指導として行ってきた適切な管理の依頼通知において、引き続き改善が見られない場合には、指導後の勧告として通知します。
この通知とともに、固定資産税の住宅用地特例の解除がされることとなります。
なお、勧告した後に適切な管理が確認できた場合、住宅用地特例の再適用も可能であるため、
勧告後において改善した場合には、必ず市に連絡をいただくようお願いします。

指導・勧告の基準について

次のいずれかの項目に該当する周辺住民に悪影響を及ぼしている空家



※上記3による雑草の繁茂や樹木の越境の苦情が多いため、注意してください。

相続登記の義務化の施行について

空家に関連する重要事項としての情報提供となります。

令和6年4月1日より、相続登記の申請が義務化されました。

相続人は、空家となった家屋などについて、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請を行う必要があります。

登記情報を確認し、相続登記が済んでいない場合には、速やかに手続きを行ってください。

お問い合わせ先 吉川市役所 開発建築課 建築指導担当
電話 048 - 982 - 9885
メール kennchiku2@city.yoshikawa.saitama.jp